

第9節 環境資源の保全・創造・活用

1 歴史・文化環境の保全と継承

有形、無形の歴史・文化遺産の荒廃や消失に対して、保全地域の指定などの制度的な保存、継承対策を推進するとともに、新たな遺産の発掘、整備、保存を進めていきます。また、市民が日々の生活やまちづくりの中で地域の歴史・文化について学び、保全し、活用する活動の推進を支援します。

このような歴史文化環境資源の情報を収集・整理し、提供していきます。

< 現況 >

本市は、近江大津宮が置かれた地であり、京都、奈良に並ぶ文化財の宝庫です。

現在市内には、建造物、彫刻をはじめとする507件の国、県、市の指定文化財があり、今後、これらの歴史・文化遺産の保存・継承を進めるとともに、新たな遺産の発掘・整備・保存が必要です。

大津市内所在指定等文化財件数

A 世界遺産

(平成20年3月1日現在)

区分	総数	文化遺産	自然遺産	複合遺産	備考
世界	851	660	166	25	名称 「古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)」
日本	14	11	3	0	
滋賀県	1	1	0	0	
大津市	1	1	0	0	

B 国・県・市指定文化財

ア 有形文化財

(平成20年3月1日現在)

区分	所在	総数	建造物	美術工芸品					
				絵画	彫刻	工芸品	書・典・古	考古資料	歴史資料
国 宝	全 国	1,074	213	157	126	252	282	42	2
	滋賀県	55	22	4	4	4	20	1	0
	大津市	36	9	3	3	3	17	1	0
重要文化財	全 国	12,611	2,328	1,952	2,623	2,410	2,582	564	152
	滋賀県	804	180	99	376	63	72	9	5
	大津市	292	59	59	91	21	51	7	4
滋賀県指定	滋賀県	297	72	35	71	41	64	8	6
	大津市	65	19	6	8	12	12	6	2
大津市指定	大津市	88	17	18	24	11	8	7	3
大津市内所在数		445	95	83	123	44	71	20	9

(注)重要文化財の件数には国宝を含む。

イ 無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、選定保存技術、文化的景観

(平成20年3月1日現在)

区分	所在	総数	無形文化財	民俗文化財		史跡・名勝・天然記念物			伝統的建造物群保存地区	文化的景観	選定保存技術
				有形	無形	史跡	名勝	天然記念物			
特 別	全 国	161	-	-	-	60	29	72	-	-	-
	滋賀県	3	-	-	-	2	0	1	-	-	-
	大津市	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
国指定	全 国	3,571	106(136)	206	257	1,596	311	941	80	7	67(75)
	滋賀県	83	1(1)	0	3	38	21	13	3	2	2(2)

	大津市	24	1(1)	0	0	15	5	2	1	0	0
滋賀県指定	滋賀県	80	4(5)	10	8	36	14	6	0	-	2(3)
	大津市	10	2(2)	4	1	0	3	0	0	-	0
大津市指定	大津市	28	1(1)	6	5	10	1	5	0	-	0
大津市内所在数		62	4(4)	10	6	25	9	7	1	0	0

(注) ・ 史跡、名勝、天然記念物の件数には、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む。

・ [名勝・史跡]は、[名勝]に含む。

・ 無形文化財、選定保存技術は件数で、()の数は保持者、認定者、団体の合計を示す。

ウ 国登録有形文化財

(平成20年3月1日現在)

	総数	建造物	美術工芸	民俗	記念物
全 国	6,866	6,824	4	10	28
滋賀県	249	249	0	0	0
大津市	89	89	0	0	0

C 市内所在指定等文化財総数

(平成20年3月1日現在)

世界遺産	国指定 (国宝)	県指定	市指定	合計	国登録	総数
	1	316(36)	75	116		

<実施事業等>

(1) 文化財の保護、町並みの保全と継承

ア 埋蔵文化財の発掘調査

遺跡内での個人住宅の新築・増築・改築及び重要遺跡の範囲確認等に伴う緊急発掘調査や、周知の遺跡での都市計画道路整備、宅地造成、土木工事等の開発行為に伴う発掘調査を行い、文化財の保護に努めています。⁽⁶³⁾

イ 文化財保存及び修理事業

指定文化財の保存修理や管理等の実施にあたり、その負担の軽減を図るために補助金を交付しています。平成19年度は、保存修理等に対し、国指定文化財5件、県指定文化財1件、市指定文化財8件、また管理等に対し、指定文化財の天皇神社など計31件について補助金の交付を行いました。⁽⁶³⁾

ウ 伝統的建造物群保存対策の推進

伝統的建造物群の保存を図るため、「大津市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、現状変更行為許可等を行っています。平成19年度は、11件の現状変更行為許可申請等を受け、審査許可業務を行いました。⁽²⁷⁾

エ 歴史的景観の整備・保全

平成18年6月7日に延暦寺東塔・西塔地区など9地区が「大津湖南都市計画歴史的風土特別保存地区」に指定されました。指定後は古都法に基づく許可業務等を開始し、平成19年度は3件の許可申請等を受け、審査許可業務を行いました。⁽²⁷⁾

オ 坂本重要伝統的建造物群保存地区

坂本地区は、優れた美しい自然と、里坊群を中心に数多くの歴史文化遺産に恵まれ、先人達の永年の努力と蓄積が今日まで継承されてきたところで、当地独自の歴史的空間を形成しています。

平成9年10月31日に、この里坊群を中心とした28.7haが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。伝統的建造物及び環境物件の特定物件は293件にのぼっています。

保存地区範囲及び主な建造物位置図 (図3)

平成19年度に実施した事業は次のとおりです。

伝統的建造物群保存地区保存事業として、行泉院や理性院の修理、芙蓉園本館門の修景を実施しました。⁽⁶³⁾

カ 史跡・遺跡の整備

天智天皇の近江大津宮錦織遺跡をはじめとする市内に残された優れた文化遺跡のうち、日本の歴史を語る上において欠くことができず、国の史跡に指定されている近江国庁跡附惣山遺跡・青江遺跡や穴太廃寺跡について、整備を行い、その価値を市内外に紹介しています。また、必要な遺跡については、確認調査を実施し、新指定あるいは追加指定を行っています。⁽⁶³⁾

(2) 伝統工芸・祭の保存と継承

伝統工芸・芸能の伝承・活性化を推進するため、淡海節保存育成団体への活動支援、仰木太鼓保存育成支援を実施しました。⁽⁹⁾

伝統芸能会館において、自主公演(能、狂言)を開催し、伝統芸能の鑑賞機会の提供及び芸能体験等の機会を提供することにより、市民の伝統芸能への関心と理解を深めました。⁽⁹⁾

大津市指定有形民俗文化財保存修理事業6件および無形民俗文化財1件に対して助成を行いました。各曳山について、退色や破損が著しかったものが、新調や修理を行ったことで蘇りをみせました。⁽¹⁶⁾

大津三大祭(日吉大社山王祭・建部大社船幸祭・大津祭)の開催にあたり、事業実施団体に対して事業費の一部助成を行いました。⁽¹⁶⁾

(3) 歴史伝統文化情報の調査・研究

開発行為等に対処し、遺跡の保存を図るため、市内に所在する遺跡について事前に発掘調査により遺跡の性格・範囲等を把握し、保存のための資料としています。また、必要なものについては国の史跡指定を前提とした確認調査を実施しています。⁽⁶³⁾

(4) 歴史伝統文化情報の収集・提供

ア 歴史博物館

平成 2 年 10 月の開館以来、購入・受贈・受託などの方法で資料の収集を図るとともに、それらの資料を随時公開・活用するため、企画展及びミニ企画展を実施しています。

また館内においては映像やコンピュータにより、市内の祭礼や伝説等を紹介する映像番組、史跡案内や収蔵品・古写真などのデータベース提供を行っています。ホームページによる情報提供も行っており、平成 19 年度のアクセス件数は 69,483 件でした。⁽⁶⁴⁾

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

戦国の大津「榎亭 金谷」の企画展とともに、「匠の技を知る」など 7 回のミニ企画展を開催しました。企画展・常設展の総観覧者数は、29,315 人でした。⁽⁶⁴⁾

市民参加の講座として、土曜講座 (26 回 参加者は 2,372 人)、現地見学を主としたふるさと大津歴史教室 (4 回 参加者は 193 人)を実施しました。⁽⁶⁴⁾

夏休み期間には、市内の小学生を対象に成安造形大学と連携したワークショップ (参加者 334 名)を開催しました。江戸時代のおもちゃをヒントに、その機構などを利用した創作玩具の製作を行った後、館内の企画展示室に玩具を展示し公開しました。⁽⁶⁴⁾

イ 埋蔵文化財調査センター

市内から出土した埋蔵文化財の収集・管理を行うとともに、市民の埋蔵文化財に対する関心と理解を深めるために、埋蔵文化財調査センターでは、展示会や各種講座を実施しています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

市民の興味の高い講座等や、小学校の校外学習を受け入れたことで、前年度以上の利用者数となりました。センター周辺遺跡の展覧会には 1,937 人、埋蔵文化財みにみに展「大津むかしむか〜し」展には 254 人の観覧者があいました。⁽⁶³⁾

ウ 歴史体験の環境整備

毎年春に実施している、坂本観光協会主催の「坂本非公開社寺めぐり」が 4 月 28 日から 5 月 6 日まで行われました。期間中は特別公開や展示が実施され、多くの人々が新緑の坂本を楽しみました。⁽¹⁶⁾

大津市環境情報システム Web 版「かんきょう宝箱」により、祭、伝説、ならわし、歴史、文化財など歴史文化情報を提供しました。⁽²⁰⁾

近江歴史回廊推進協議会に参画し、滋賀県の歴史文化を発信しました。全体事業としては、近江歴史回廊大学 (第 9 回後期、第 10 回前期)の開催、近江歴史回廊大学特別カリキュラム「近江歴史回廊をゆく〜紫式部ゆかりの石山寺と近江の街道〜」の開催、近江歴史塾への講師派遣、近江歴史回廊探訪 10 ルート」の改訂、ネットワーク化推進事業などを行いました。部会事業として近江戦国の道部会では、PR イベント(ウォーキング・バスツアー)、パンフレット修正及び増刷、ホームページの更新などの事業を実施しました。湖西湖辺の道部会では、湖西探訪ツアーなどを実施しました。⁽¹⁶⁾

平成 20 年度は源氏物語が完結して 1000 年にあたることから、「源氏物語千年紀事業」を実施し観光客の誘致促進を図るほか、新たな施設整備として、逢坂の関記念公園整備、JR 堅田駅前観光案内板制作および石山寺休憩所の整備を図りました。⁽¹⁶⁾

2 水と緑のネットワークの形成

森林から琵琶湖や瀬田川に流れる数多くの河川や水路を軸とし、ため池や内湖の保全・整備を進め、水にふれたり水辺への関心を高める親水性や生き物の生息、生育に配慮した水辺整備を進め、水のネットワークを形成していきます。

豊かな森林や里山の保全とあわせて市街地部における公園・緑地の整備、道路施設等の緑化、市街化区域内農地の活用を推進し、身近な緑から周辺の山々の緑までを一連のものとしてとらえ、緑のネットワークの形成を進めます。

< 現況 >

琵琶湖や緑の山並みなど、大津本来の自然と一体となり、もっと豊かな環境のふるさとを未来へつなごうと、大津の緑に関する総合計画ともいえる「大津市緑の基本計画」を策定しています。

「市民が育む湖都の緑」を基本理念にして、大津の緑を守り育てるためには、市民一人ひとりが緑の存在やそれらとの関わりがいかに大切か認識し、水と緑の環境のまちづくりに積極的に参加することを求めています。将来の大津を自然と歴史、そして暮らしが息づくうるおいあふれるまちにすることが目標となっています。⁽²⁹⁾

市内全域の都市公園等施設緑地は、合計 724 か所、面積は約 324ha となっています。市民一人あたりの都市公園等面積は約 9.77 m² (平成 20 年 3 月末)であり、全国平均 (約 8.7 m²/人、平成 15 年度末)を上回っています。また、平成 8 年 12 月に定められた第 6 次都市公園等整備 7 箇年計画における都市公園等整備目標 (9.5 m²/人、平成 14 年度末)を上回っています。

< 実施事業等 >

(1) 快適な水環境の整備

ア 水路・ため池・里山の保全

「大津市農業農村環境整備計画」に基づき、ため池や河川、内湖の整備にあたっては、生物生息空間 (ビオトープ)の保全と創造や親水性への配慮に努めています。⁽¹⁷⁾

イ 市民参加による水辺地の保全の推進

市民参加による河川愛護活動やヨシ保全活動を支援することにより、快適で親水性豊かな水辺環境の整備に努めました。⁽²⁰⁾

(2) 緑のまちづくりの推進

ア 公園・緑地の整備

皇子が丘公園、伊香立公園、田上第二公園、稲津南児童公園、茶臼山公園等の公園整備を行いました。⁽²⁹⁾

都市公園整備状況

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

都市公園等施設緑地		整備状況	
		カ所	面積 (m ²)
街 区 公 園	104	207,298	
近 隣 公 園	37	491,182	
地 区 公 園	6	340,682	
総 合 公 園	6	739,742	

都市公園	運動公園	2	279,433
	特殊公園	2	393,514
	都市緑地・緑道	22	388,388
	広域公園	2	65,400
	小計	181	2,905,639
公共施設緑地	児童遊園	508	169,761
	ファミリー農園	8	11,710
	小計	516	181,471
合計		697	3,087,110

イ 柳が崎湖畔公園の整備事業

自然と一体となった花と緑の公園として、また交流の場となる体験学習施設等の整備を図るため、柳が崎湖畔公園整備基本計画に基づき、旧琵琶湖ホテルの跡地等を琵琶湖の自然と一体となった花と緑の公園として整備しています。湖畔に広がる約 6,000 m²の英国式庭園(イングリッシュガーデン)には、約 100 種、3,000 株のバラをはじめ、ラベンダー、スズラン、アネモネ、クリスマスローズなど 2 万株の花々が植えられています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

柳が崎湖畔公園北部にある旧水泳場跡地を利用した公園整備のために、占用物件の撤去交渉を行いました。⁽²⁹⁾

ウ 市民、事業者による花と緑のまちづくり

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

自然に親しみ、人と人とのふれあいや連帯意識を深めながら、まちづくりを進めるため、市民センター敷地をはじめ、公共の敷地や自治会館の敷地を拠点として、市民の手による「花壇づくり」「花づくり」活動を展開したほか、「花づくり講習会」「花づくり写真コンクール」を実施し活動の奨励に努めました。162 グループ、3,778 人が、8,536 m²の花壇で花づくり活動を行いました。⁽⁸⁾

街角に、グループで小さくてかわいい花壇を作る「手のひら花苑事業」を実施しました。平成 19 年度の登録団体は 70 団体で、160 株の花苗を支給しました。⁽²⁹⁾

主要な街路等を中心に、グループで花街道の整備を進める「花街道事業」を実施しました。平成 19 年度の登録団体 6 団体に、花苗を支給しました。⁽²⁹⁾

ブロック塀又はこれに類似するものを取り壊し、新たに設置される生垣に対し、1mにつき 4,000 円(60,000 円を上限)の補助制度を実施しています。⁽²⁹⁾

やすらぎのある緑のまちづくりを推進し、花や緑に囲まれた楽しいひとときを提供するために、「びわ湖大津館ローズフェスタ」「おおつ花フェスタ～春の装い～」「おおつ花フェスタ～秋の装い～」「びわ湖大津館オータムフェスタ」などの各種イベントを開催しました。⁽²⁹⁾

エ びわこサイエンスパーク事業における公園の整備

「びわこサイエンスパーク」は、身近な自然環境と調和した都市整備と里山環境等の保全を図ることを目的とする「親自然型都市総合整備事業」を活用して、公園事業と土地区画整理事業により一体的な整備を図っています。平成 16 年度に伊香立公園用として 9.8ha、土地区画整理事業として 42.5 haを計画し、調整池の整備と用地取得を行い、平成 17 年には、土地区画整理事業の認可を受けました。平成 19 年度は、用地取得、広場整備、植栽などを行い、伊香立公園内の芝生グラウンド、調整池が完成し 9 月 1 日より供用を開始しています。⁽²⁹⁾

オ 公共、民間施設の緑化推進

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

都市計画道路 3・4・47 号南大萱月輪線において、街路樹としてハナミズキとロウダンツツジを植えて緑化を推進しました。⁽³⁵⁾

新たに建設した公共施設には緑地スペースを設けるよう指導しました。⁽³⁷⁾

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定める特定事業を実施する者に対し、「特定事業等における環境配慮指針」に基づく緑化への配慮について協議を行いました。⁽²⁰⁾

カ 緑の管理体制の整備

18 都市公園に指定管理者制度を導入し、公園の管理体制の強化に努めました。⁽²⁹⁾

その他の都市公園については、市内の緑化推進事業及び都市公園等の維持管理の専門機関である(財)大津市公園緑地協会に維持管理業務を委託し、緑の管理体制の強化に努めました。緑化推進事業や維持管理業務を専門的な組織に委託することで、市民の緑化活動に対する補助の実施や、緑化イベントの効果的な運営による緑化啓発事業の充実が図れました。⁽²⁹⁾

3 景観の形成

豊かな自然と歴史・文化、まちの空間を生かし、大津らしさにあふれ、美しく、風格ある風景づくりを進めます。

美しい自然を生かすための山地、田園、湖岸景観の保全と創造、まちを身近に感じる眺望点の保全、地域のまとまりと個性を創り出す商業・業務地景観、住宅地景観、工業地景観の保全と創造、まちの骨格を演出するための道路景観、河川景観の保全と創造、まちに景観づくりの拠点を増やすための施設景観の保全と創造によって、各地域の環境資源の特性に応じた個性的な秩序ある景観づくりを推進します。

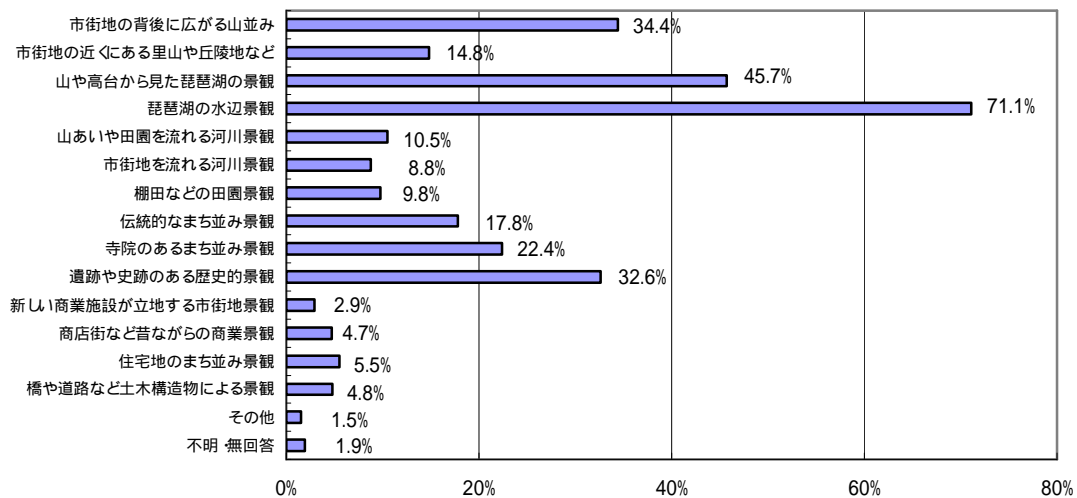
< 現況 >

景観に関する市民の意識

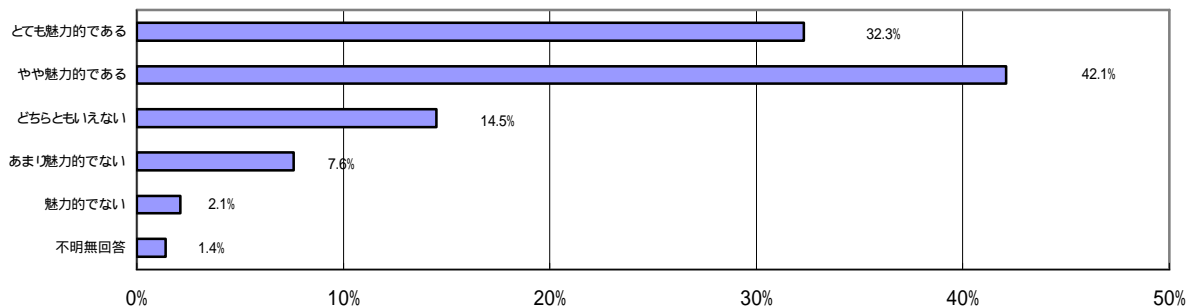
古都大津の風格ある景観をつくる基本計画の策定にあたり平成14年10月に、市民が大津の景観に抱いている思い等について市民意識調査を実施しました。「大津市全体の景観を魅力的だと感じるか」については、とても魅力的である32.3%、やや魅力的である42.1%、どちらともいえない14.5%、あまり魅力的でない7.6%、魅力的でない2.1%で、4人中3人までは景観を魅力的と感じているという結果でした。

また、次の世代に残していかなければならない景観については、「琵琶湖の水辺景観」がもっとも多く71.1%となっています。次いで「山や高台から見た琵琶湖の景観」(45.7%)、「市街地の背後に広がる山並み」(34.4%)、「遺跡や史跡のある歴史的景観」(32.6%)となっており、琵琶湖や山並みといった自然的な景観を残していかなければならないと考えている人が多いことがうかがえます。

大津市に残していくべき景観



現在の大津市全体の景観の魅力度



< 実施事業等 >

(1) 総合的な景観・都市美づくりの推進

ア 古都にふさわしい景観形成の展開

悠久の歴史文化と豊かな自然に彩られた大津らしい景観を生かし、魅力ある都市景観を形成していくため、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」(以下「基本条例」という)及び「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」(以下「基本計画」という)に基づき、古都大津にふさわしい景観づくり施策を推進しています。

本市は平成 17 年 3 月 28 日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。景観行政団体は、景観行政の担い手として、地域に密着した景観行政を一元的に推進できることとされています。平成 17 年度に市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にして、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的とした「大津市景観計画」の策定と「大津市景観法施行条例」を制定しています。⁽²⁷⁾

イ 歴史的風土特別保存地区の指定

平成 18 年 6 月 7 日に延暦寺東塔・西塔地区など 9 地区が「大津湖南都市計画歴史的風土特別保存地区」に指定されました。指定後は古都法に基づく許可業務等を開始し、平成 19 年度は 3 件の許可申請等を受け、審査・許可業務を行いました。⁽²⁷⁾

ウ 地区別景観形成実施計画の策定

基本条例及び基本計画に基づき、地域で育まれてきた景観特性を活かした景観形成を進めていくため、重点的に景観づくりを推進すべき地区を選定し、地域住民との協働のもとに当該地域の景観づくりに関する実施計画を策定することとしています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

坂本地区および堅田地区において策定した景観形成実施計画を具体化するため、それぞれの地域住民と協議を重ねました。⁽²⁷⁾

エ 大津市景観計画ガイドライン

市域全域で一定規模以上の建築や土地造成等を行う際の具体的な審査基準や望ましいあり方を示した「大津市景観計画ガイドライン」に基づき、古都大津にふさわしい景観形成についての周知啓発を図っています。⁽²⁷⁾

オ 「古都景観賞」表彰事業

古都大津の自然や歴史的風土はかけがえのない貴重な財産であり、市民と行政の協働のもとに後世に伝えていく取り組みが重要であることから、市民や事業者の景観形成の意識を高め、自らの手による景観づくりを更に発展させていくために古都大津にふさわしい良好な景観創出の功績者を表彰するため、「古都景観賞」を創設しています。

平成 19 年度は、6 件の応募があり、次の 4 件が受賞されました。⁽²⁷⁾



(本堅田一丁目)



(本堅田一丁目)



(下阪本四丁目)



(中央四丁目)

カ 市民啓発事業の実施

景観形成事業の推進には、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠です。こうしたことから、市の景観形成事業への取り組み状況を発信するとともに、市民の皆さんに、景観づくりについて、身近な生活の中から考え、自らが参加していただけるように、周知 啓発事業を実施しました。⁽²⁷⁾

きらッと大津景観絵画展

大津市歴史博物館企画展示室 10月3日～8日まで

463組 480点出展 絵画展来場者数 890人

古都おおつ景観アドベンチャー～坂本 比叡山めぐり～

8月18日

参加者数 27人

古都おおつe風景写真展

5月1日～1月31日募集

応募作品は順次ホームページに掲載

応募作品総数 62点

市ホームページ「古都大津の景観づくり」
景観づくりに関する情報を順次公表

(2) 山地、湖岸、田園景観の保全と創造

市民参加により、コン保全活動の推進を図りました。⁽²⁰⁾

(3) 眺望景観の保全と創造

ア 大津らしい眺望景観の保全と創造

基本計画において、景観づくりの基本方針として「水と緑の大景観を守る」ことを掲げており、大津を特徴づけ、また魅力あるものとし、人々に愛され続けてきた琵琶湖と山並みで構成される大景観を眺望する眺望景観の保全を図っています。平成 18 年 10 月に施行した「大津市景観計画」において重要眺望点及び眺望景観保全地域を定め、眺望景観保全地域内に建設される大規模構造物についてシミュレーションを義務付け重要眺望点からの眺望景観の保全を図ることとしています。⁽²⁷⁾

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

旧志賀町との合併に伴い改訂基本計画の策定と、大津市景観計画を改定し、良好な景観形成に向けて大津市全域にわたる大規模な建造物等に対する規制誘導を図りました。⁽²⁷⁾

(4) 市街地景観の保全と創造

ア 公共、民間建築物の景観配慮の推進

景観に大きな影響を与えられとされる公共建築物に関し、「古都おおつ景観形成プロジェクト」によって作成された公共事業景観ガイドラインにより、事業実施段階に自主的に景観形成に配慮するよう周知しました。⁽²⁷⁾

市有施設の新増築に際しては、建物の屋根を勾配屋根にするなど、建物の形状や外壁等の仕上げ材について、基本条例等に基づき周辺景観に配慮するように努めました。⁽³⁷⁾

イ 工場緑化、施設修景の推進

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定められた特定事業等を実施するものに対し、「特定事業等における環境配慮指針」に基づき、緑化および景観形成への配慮指導を行っています。平成 19 年度は、大規模建設等事業 5 件、生活環境影響事業に関する事前協議は 19 件でした。⁽²⁰⁾

ウ 建築協定

協定をしようとするエリア内に住む土地所有者等が建築協定を結び、建築行為等をコントロールすることによって地域の個性に応じた調和のあるまちづくりを推進しています。平成 19 年度は新たに 3 地区で建築協定が締結されました。また、建築協定を周知するために、概要をホームページに掲載しました。⁽³¹⁾

(5) 道路、河川景観の保全と創造

ア 無電柱化の推進

都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線において、440mの区間の無電柱化を推進しました。⁽³⁵⁾

イ 沿道ビューティ作戦の展開

市有施設の新築・増築工事等に際して、道路に面した工事用仮囲いへの塗装または模様付きシールを貼るなど沿道の美化に配慮しました。⁽³⁷⁾

ウ リバーライトアップの推進

川筋に設置したプランタ - 等に花を植え、心休まる景観づくりを推進しました。⁽²⁰⁾

4 美化の推進

散在性ごみは、市民の環境意識や環境文化の状況を反映するものであることから、環境学習、教育において都市美化意識の醸成に努めます。

ごみが散乱しにくい物品の開発や販売、正しいごみの出し方の徹底、ごみ集積所の美化などにより散在性ごみの出ないまちづくりを推進します。

公共の場所について、管理者が主体的に適切な管理を行います。

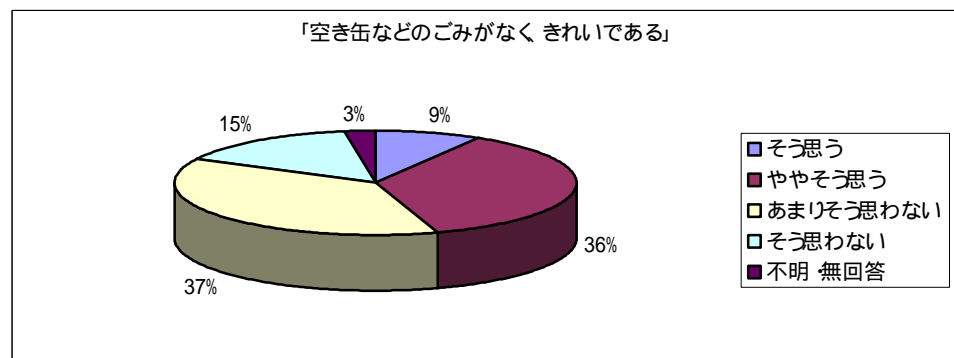
市民、事業者、市が協働して、不法投棄防止、ポイ捨て防止の啓発や不法投棄ごみ等の調査、回収など、ノーポイ運動を推進します。

< 現況 >

美観に対する市民の意識

平成 18 年 7 月に実施した市民意識調査によると、「ゴミのポイ捨てなどがなく、町がきれい」という問いに対して、45.0%の人が“(やや)そう思う”と答えていますが、平成 11 年度の結果(51.6%)に比べて6.7%低い結果になっています。

美観に対する市民の意識



< 実施事業等 >

(1) 公共の場所の美観の保持・散在性ごみ対策の推進

市民、事業者、市が連携して、ごみのない美しいまちづくりに向けて、様々な清掃活動や啓発事業を推進しています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

市役所職員による一斉清掃は年 4 回で 418 人を動員し、観光地・駅・湖岸等の清掃を行いました。⁽²¹⁾

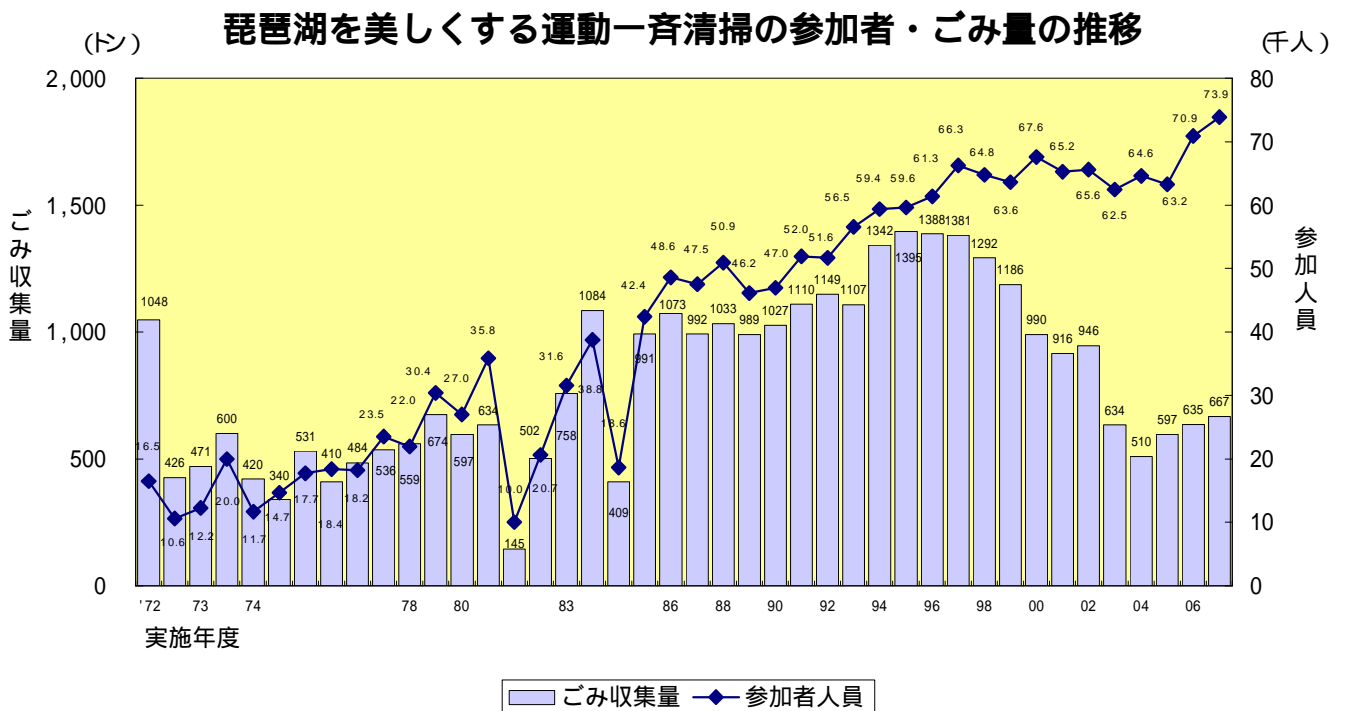
毎年 4 月にポイ捨て防止と観光滋賀と湖都大津を目指し、滋賀県と連携しながら観光地の清掃活動を展開しています。4 月 25 日(水)に、坂本・なぎさ公園・石山寺周辺で実施し、参加者は、162 名でした。⁽¹⁶⁾

毎年 8 月に開催される「びわ湖大花火大会」において、安全に気持ちよく観覧いただくために、ボランティア(大学のサークル等)が環境協力金の募金やごみの持ち帰りを呼びかけ、観光客の皆様にも環境問題にも関心を持っていただくよう呼びかけています。また、募金をしていただいた方には滋賀県の観光記念品を渡して、びわ湖をより一層愛していただく為の取り組みを行っています。⁽¹⁶⁾

(2) 市民運動の推進

ア 琵琶湖を美しくする運動

昭和 47 年 6 月、大津市自治連合会、大津市地域婦人団体連合会、大津市漁業協同組合連絡協議会及び大津青年会議所の四者の提唱により、各種団体の協賛を得て、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」が設立され、毎年 7 月に琵琶湖一斉清掃を実施しています。第 42 回を迎えた平成 19 年度は、7 月 1 日(日)に市内全域において実施され、参加人員は 73,914 人、ごみ量は 667 ㌧りました。⁽²⁰⁾



イ ノーポイ運動の推進

住民と行政とが一体となってごみのポイ捨てを防止し、美しいまちづくりのための美化活動を実施しています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

ごみ減量と資源再利用推進会議との連携により 12 月 1 日を中心にノーポイ運動街頭啓発と清掃を行い、2,385 人が参加しました。⁽²¹⁾

ウ 河川愛護運動の推進

河川愛護団体設立の呼びかけおよび設立の支援、河川愛護団体に対する活動の支援、大津市河川愛護団体連合会(加盟 20 団体)に対する活動の支援を実施しました。⁽²⁰⁾

エ ごみ減量と資源再利用の推進

昭和 56 年 5 月 30 日に「市民一人ひとりがごみ問題を自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識して「ふるさと都市大津」の創造にふさわしい気風を育てていくこと」を目的として発足した「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を取りながら、地域の環境整備推進委員の協力を得て、ごみの減量とリサイクル推進の事業について市民・事業者等に周知啓発を行い、意識の向上に努めました。⁽²¹⁾

(3) 空き地の適正管理の推進

ア 雑草苦情の処理

近年、本市では宅地開発が急速に進み、県内外から土地を求める人が増えています。これらの中には、空き地のまま放置されるものもあり、雑草が繁茂したり、これに伴い害虫が発生するなど、苦情が多数寄せられています。市では、生活環境条例第 93 条に基づき、被害の状況を調査し、所有者に文書で除草を依頼するなど、適切な管理について指導を行っています。平成 19 年度の苦情箇所数は 104 件でした。⁽²⁰⁾

雑草苦情の件数

年 度	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
箇所数	121	152	118	114	124	109	139	100	126	160	233	104

5 光・音・風の活用

地域の個性的な音、季節の花の香り、夜景、屋気楼などの気象現象など、快適な生活環境づくりのために大切な環境資源の所在を生活との関わりを含めて把握するとともに、地域の個性の形成やコミュニティ意識の醸成に生かします。

< 実施事業等 >

(1) 光、音、香りや色彩風景の演出

既存植生や地形などの諸条件を考慮し、公園の特性を活かした植栽計画を立て、実行する中で、実のなる木の植栽も随時行い、色彩風景の演出を行っています。⁽²⁹⁾

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

公園に樅や桜などを植栽しました。⁽²⁹⁾

バラの花を主体とした花園を中心とした柳が崎湖畔公園の充実を図りました。入場者数は約 23,500 人でした。⁽²⁹⁾

大津らしい環境の素晴らしさを PR する事業として親しまれている文化財のライトアップを行う「ライトアップ大津 2007」を次のとおり実施しました。⁽¹⁶⁾

春のライトアップ（ライト数 281 基）	4 月 1 日から 4 月 17 日
三井寺・琵琶湖疏水の桜	来場者数 40,000 人
夏のライトアップ（ライト数 12 基）	7 月 30 日から 8 月 20 日
瀬田唐橋と石山寺山門	
秋のライトアップ（ライト数 265 基）	10 月 1 日から 12 月 10 日
日吉大社、滋賀院門跡、西教寺、日吉参道、旧竹林院	
	来場者数 42,000 人

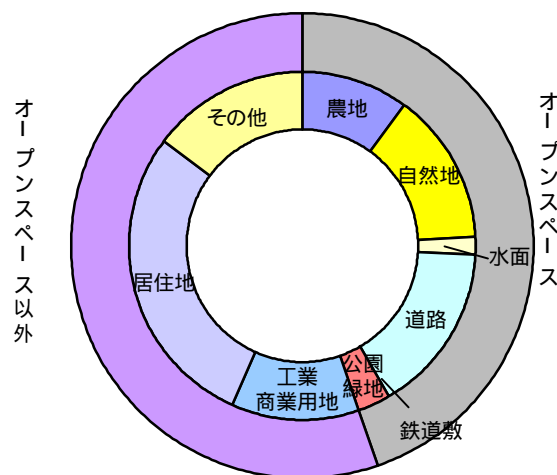
6 市街地のオープンスペースの確保

公園や緑地の適切な整備と合わせて、学校等公共施設、社寺林、河川や道路、空地などの空間の確保や、それらの連続性を配慮することによって、適切な市街地のオープンスペースを確保します。また、地区計画制度や建築物の総合設計制度による公開空地の確保などの土地利用の誘導によって、市街地のオープンスペースを確保します。

< 現況 >

平成 18 年度の市街地のオープンスペース率は約 45% となっています。(農地、自然地、水面、道路、鉄道敷、公園 緑地をオープンスペースとした)

市街地のオープンスペース



< 実施事業等 >

(1) 快適なオープンスペースの創出

ア 街路樹の整備等

都市計画道路 3・4・47 号南大萱月輪線にハナミズキとロウダンツツジを街路樹として植えて緑化の推進を図りました。⁽³⁵⁾

市道区域の除草、剪定や、道路面清掃作業を定期的に行いました。⁽³⁶⁾

イ 歩行者空間のバリアフリー化の推進

大津市交通バリアフリー基本構想で重点整備地区となっている JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区において歩道のバリアフリー化 歩道整備について地元及び関係者との調整を実施し、事業化を目指しています。

平成 19 年度に実施した事業は次のとおりです。

浜通りについて、沿線自治会との協議を実施し、整備に向けての一定の方向性が確定しました。寺町通りについては、地元が主体となった委員会組織や関係機関との協議を実施し、整備に向けての一定の方向性が提案されました。⁽³³⁾

市道中 3315 号線 (ナカマチ商店街) の交差点の路面改良を行いました。⁽³³⁾

ウ 公共施設における適切な空間の創出

市有施設の新増築等に際し、建物を道路より後退させ、緑地、広場などオープンスペースの確保に努めました。⁽³⁷⁾

(2) 土地利用の計画的誘導

ア 地区計画制度や総合設計制度の活用等

地区計画制度や総合設計制度の活用等による土地利用の計画的誘導や、狭あい道路の拡張整備、道路、下水道、公園、公共施設等の整備などによる良好な居住環境の基盤整備を進めています。⁽³⁰⁾

本市の都市計画の基本的な方針として策定した「天津市都市計画マスタープラン」において、「市街地整備の方針」として住宅ゾーンだけでなく、商業ゾーン、工業ゾーンについても、地区計画制度を活用することとしています。⁽²⁶⁾

(3) 良好な居住環境の基盤整備

ア 公園等の整備

良好な居住環境形成のための重要な拠点として、皇子が丘公園、伊香立公園、田上第二公園、稲津南児童公園、茶臼山公園等の整備を行いました。⁽²⁹⁾

児童遊園地について、施設備品の充実や遊具等施設修繕や安全点検、マナー啓発看板等の設置により児童の健全で安全な遊び場として、また地域住民に親しまれる憩いの場として充実を図りました。⁽¹²⁾

イ 道路の整備

街並み側溝整備事業として、堅田、長等、逢坂、中央、平野、膳所、瀬田学区等の古い街並みが存在し、道路幅員が狭く未改修の箇所において、現存の街並み保存を図りながら、計画的に側溝整備を実施しています。平成 19 年度は 8 路線で実施しました。⁽³⁶⁾

団地内道路整備事業として、既存団地において新しく市道認定された道路は、側溝や舗装整備がほとんどされていないため、計画的に整備を行っており平成 19 年度は 5 路線で実施しました。⁽³⁶⁾

ウ 市街地整備事業の推進

狭隘な道路や老朽住宅が密集する大津駅西地区において、防災上及び住環境の改善等のため、土地区画整理事業による基盤整備に併せて、住宅市街地総合整備事業による住環境の改善を推進し、中心市街地活性化を図りました。⁽²⁸⁾